

見附市訓令第 7 号

見附市職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 2 日

見附市長 稲 田 亮

見附市職員服務規程の一部を改正する規程

見附市職員服務規程（平成 1 2 年見附市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 3 項中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改める。

別記第 1 4 号様式を次のように改める。

部分休業簿

申出対象期間	年度
--------	----

所 属	職 名	職員番号	氏 名

1 請求に係る子	氏 名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき10日相当を超えない範囲内
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	所属長の確認
	月 日				

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	所属長の確認
	月 日				

4 備考	
------	--

- 注 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等の写し)を添付すること。
- 2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

年度

	部分休業の承認の請求をする期間			請求月日	請求者の確認	所属長の確認	備考
	月 日	毎日／曜日等	時 間				
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
11	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
12	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			

第1号部分休業の承認の取消しの場合

____年度

	部分休業の承認の取消しの期間		請求者の確認	所属長 の確認	備考
	月 日	時 間			
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
18	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
19	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
20	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			

第2号部分休業の承認の請求の場合

____年度

第2号部分休業の時間数 時間 分

	部分休業の承認の請求をする期間		請求 時間数	残 時間数	請求月日	請求者 の確認	所属長 の確認	備考
	月 日	時 間						
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
18	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
19	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
20	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。